

保発第0128001号  
平成20年1月28日

( 宛 先 )

厚生労働省保険局長

医療給付実態調査について

標記については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第一項第一号に基づき厚生労働大臣が、医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況等に関する調査及び分析を行うため、別添「医療給付実態調査の概要」のとおり実施することとしたので通知する。

## 医療給付実態調査の概要

### 1. 調査の目的

昨今の医療保険制度を取り巻く状況は、人口の急速な高齢化など大きな環境変化に直面しており、将来にわたって医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設等諸般の措置を講ずることとしたところである。

高齢者医療確保法第16条第1項では、医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、厚生労働大臣は医療に要する費用に関する地域別、年齢別または疾病別の状況等に関する調査及び分析を行うこととしており、この調査は、医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の概要

#### (1) 調査対象

##### ① 保険者、広域連合

医療保険全保険者および後期高齢者医療広域連合を対象とする。

##### ② 毎月審査決定された診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。ただし、医科入院、医科入院外、歯科、調剤、DPCとする。）を対象とする。

#### (2) 調査項目

別途定める報告要領（以下「報告要領」という。）に定める項目とする。

### 3. 調査報告の方法

#### (1) 健康保険、船員保険及び共済組合について

保険者が報告要領に基づきデータを作成し、厚生労働省保険局調査課（以下「調査課」という。）に磁気媒体により提出する。

#### (2) 国民健康保険について

保険者が報告要領に基づきデータを作成し、都道府県がとりまとめて調査課に磁気媒体により提出する。

なお、レセプト電算処理を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託している保険者にあつては、連合会が報告要領に基づきデータを作成し、都道府県がとりまとめて調査課に磁気媒体により提出することも可とする。

#### (3) 後期高齢者医療について

後期高齢者医療広域連合が報告要領に基づきデータを作成し、都道府県がとりまとめて調査課に磁気媒体により提出する。

なお、レセプト電算処理を連合会に委託している後期高齢者医療広域連合にあつては、連合会が報告要領に基づきデータを作成し、都道府県がとりまとめて調査課に磁気媒体により提出することも可とする。

#### 4. 調査開始時期

平成20年4月診療分より調査を開始する。

#### 5. 報告の期限

報告期限については、毎年度、4月診療分から6月診療分までは9月末、7月診療分から9月診療分までは12月末、10月診療分から12月診療分までは翌年3月末、1月診療分から3月診療分までは6月末とする。

ただし、平成20年度診療分については、平成21年6月末までに平成20年度診療分を一括して報告することも可とする。